
プロジェクト 項目	法人税等会計基準等の改正について 第 78 回税効果会計専門委員会及び第 474 回企業会計基準委員会で聞かれた意見
--------------	---------------------------------------------------------------

本資料の目的

1. 本資料は、税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果について、第 78 回税効果会計専門委員会（2022 年 2 月 16 日開催）及び第 474 回企業会計基準委員会（2022 年 2 月 21 日）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）について

（退職給付に関する論点について）

第 78 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

2. 個別財務諸表における取扱いについて、事務局の分析及び提案に賛成する。

（関連する繰延税金資産又は負債を計上していた場合の取扱いについて）

第 78 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

3. 事務局の提案に賛成する。

（測定方法について）

第 78 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

4. 未実現損益の消去も含めて詳細な測定方法を定めることが難しいのは理解したが、未実現損益の消去について、今回の当期税金費用の測定方法に統一するといったことは考えられているか。

(表示について)

第 78 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

5. 純資産会計基準の修正案として、評価・換算差額等に係る税金費用を控除するとされているが、税金費用という用語では、当期の損益に係るものという意味にも見えるため、過去からの累積であることが明確になるように表現を検討していただきたい。

第 474 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

6. 事務局の提案に賛成する。
7. 資本剰余金に対して課税される場合について、発生源となる取引等は連結範囲の変更のない株式の売却であれば財務活動になると思われるが、当該税金の支払額について、キャッシュ・フロー計算書上での取扱いについては検討される予定があるか。

(注記について)

第 78 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

8. 財務諸表利用者の観点を含め、事務局の分析及び提案に賛成する。

第 474 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

9. 事務局の提案に賛成する。

(適用時期について)

第 78 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

10. 事務局の提案に賛成する。

(経過措置について)

第 78 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

11. 情報の入手可能性の観点で、過年度の情報の入手が難しいケースが想定されないか。
12. 情報の入手は実績値であるため可能であるとされている一方で、過去の期間のすべ

てに遡及適用を求めると作成者に過度な負担が生じる可能性があるとしてされているが、遡及適用を求めることによる負担というのがどういったところからくるのかを明確にしていきたい。

第 474 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

13. 重要性が乏しい場合の取扱いについて触れられているが、これによって作成者側の負担はどの程度軽減されるか。

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の改正文案について)

第 78 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

14. その他の包括利益及び株主資本に計上する金額の算定が困難な場合の例外について、会計方針に該当することを、結論の背景で明記していきたい。
15. その他の包括利益及び株主資本に計上する金額を算定することが困難な場合の取扱いについては、連結グループ内で取扱いを統一するものとして想定されているのか。
16. 企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」については、形式的な修正ではなく、注記の範囲が変更されており、また、注記について比較情報をどのように扱うかなど、他の基準の修正としてでは、理解するのが難しいと思われ、会計基準の改正として対応した方が良いのではないか。

第 474 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

17. その他の包括利益に対して課税される取引として想定されるものを例示するなど、今回の改正の影響するところが分かりやすくなるように検討していきたい。
18. 2018 年から審議が開始されており、基準の開発に時間がかかっているが、その点についての経緯を記載してはどうか。

グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果

(現行の取扱いの見直し案の検討について)

第 78 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

19. 事務局の提案に賛成する。

20. 現行の取扱いの見直しを連結財務諸表に限定する理由として、別の法人の意思決定を売却元企業の個別財務諸表に適時に反映することが困難な場合があるということ を挙げているが、そうではない場合も考えられるのではないかと。
21. 別法人による意思決定の売却元企業の個別財務諸表への反映について、その意思決定を行った企業内でも実行の直前にならないと財務部門に共有されない場合もあり、既に売却した子会社にまでは事前の情報共有がなされない場合があると考えられる。

第 474 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

22. 個別財務諸表上では、子会社株式の売却益が計上されるが、組織再編が完了している場合など、繰り延べられた課税の支払が見込まれないこともあるかと考えられるため、個別財務諸表のみを作成するような会社があることも考えると、個別財務諸表上も連結財務諸表上の取扱いと同様に繰延税金負債を計上しないように見直すことも考えられるが、公開草案において意見を聞くことでよいと考える。

(開示の取扱いについて)

第 78 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

23. 事務局の提案に賛成する。

(適用時期及び経過措置について)

第 474 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

24. 税金費用の計上区分の公開草案と同時に、本件の公開草案を公表する場合、それぞれの適用時期が異なると分かりづらいのではないかと。

(「税効果会計に係る会計基準の適用指針」の改正文案について)

第 78 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見

25. 取扱いを見直す理由について、肯定的な表現の記載ができないか検討していただきたい。
26. 連結財務諸表上のみ取扱いを見直し、個別財務諸表上の取扱いは見直さないことに

についても、結論の背景に記載していただきたい。

第 474 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

27. 個別財務諸表の取扱いについての検討の経緯も、結論の背景等に記載していただきたい。
28. 取扱いを見直す理由について、財政状態をより良く表すことになるなど、肯定的な表現の記載ができないか検討していただきたい。

以 上